

吸收分割公告

下記会社は吸收分割して甲は乙の天然ガス事業(ただし、中流権益事業および国内販売事業を除く。)に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。効力発生日は令和 8 年 4 月 1 日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.eneos-xplora.com/public_notice.html

(乙) https://www.eneos.co.jp/company/public_notice.html

令和 8 年 1 月 28 日

東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

(甲) ENEOS Xplora 株式会社

代表取締役 忍田 泰彦

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

(乙) ENEOS 株式会社

代表取締役 山口 敦治